

鎌倉市農業委員会 平成30年度 第4回総会 議事録	
日 時	平成30年7月26日(木) 15時55分開会
場 所	鎌倉市役所 4階402会議室
出席委員	2番 石原秀雄、3番 安齊清一、5番 平井保男、6番 岡崎和彦、 7番 浜野清一、9番 小泉勝利、11番 小川壽一、 12番 若林安雄、13番 石澤一英 以上9名
事務局出席者	茂木事務局長・岸名局長補佐・名塚職員
欠席委員	1番 柏木委員、4番 郷原委員、8番 飯田 委員、10番 和田委員
議長 (安齊会長)	それでは、定刻になりましたので、只今から総会を開会いたします。 欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局 (茂木局長)	議長、1番 柏木委員、4番 郷原委員、8番 飯田委員、10番 和田委員から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので報告します。
議長 (安齊会長)	次に、本日の議事録署名委員と現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員は、5番 平井委員、6番 岡崎委員にお願いします。 現況証明委員は、12番 若林委員、5番 平井委員にお願いします。
議長 (安齊会長)	本日の議事日程につき、運営委員会でご審議していただいておりますので、ご報告をお願いします。
運営委員長 (小川委員)	議長 本日、午後3時50分から運営委員会を開催し、7月総会議事日程につき審議しましたところ、次のように決定しましたのでご報告いたします。 日程第1、報告第10号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、4件。 日程第2、報告第11号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件。 日程第3、報告第12号、遊休農地解消対策実践活動について。 日程第4、議案第23号、農地法第3条第2項第5号の規定に定める農地の下限面積に代わる別段の面積の設定について。 日程第5、議案第24号、非農地証明について。 日程第6、議案第25号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について。 日程第7、議案第26号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について。 日程第8、議案第27号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について。 日程第9、その他、諸般の報告について。 以上で報告を終わります。
議長 (安齊会長)	ありがとうございました。 それでは、日程第1、報告第10号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、4件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長 日程第1、報告第10号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、4件、着席して報告させていただきます。

	報告に際し、敬称は略させていただきます。 お手元の資料をご覧ください。 整理番号1、[]田、152平方メートル 外9筆、合計10筆、1,522平方メートルを、[]が、共同住宅用地として、平成30年6月22日転用のため、平成30年6月21日に専決処分いたしました。 整理番号2、[]、畑、379平方メートルを、[]が、共同住宅用地として、平成30年7月10日転用のため、平成30年6月29日に専決処分いたしました。 整理番号3、[]、畑、595平方メートルを、[]が、駐車場用地として、平成30年7月10日転用のため、平成30年7月10日に専決処分いたしました。 整理番号4、[]、畑、1,057平方メートルを、[]が、専用住宅及び駐車場用地として、平成30年7月17日転用のため、平成30年7月11日に専決処分いたしました。 以上4件、賃貸借関係はございません。 以上で報告を終わります。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
13番 (石澤委員)	13番
議長 (安齊会長)	はい、どうぞ。
13番 (石澤委員)	整理番号1及び整理番号3に関しては専決処分の日と転用時期が同日又は1日前のように非常に近いが、届出はいつ頃されるものか。
事務局 (岸名補佐)	議長
議長 (安齊会長)	はい、どうぞ。
事務局 (岸名補佐)	届出書の提出日は、専決処分の日の5営業日前、土日があるので7日前までに提出され、事務処理をして相手に渡します。 転用の届出であるため転用時期が直近でいつになるかということ、7日後の日を申請者が転用時期として書き込んでくるので、専決処分の日と同じになることがあります。
13番 (石澤委員)	分かりました。
議長 (安齊会長)	他にご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長 (安齊会長)	日程第2、報告第11号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長 日程第2、報告第11号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。お

	手元の資料をご覧ください。 整理番号1、XXXXXXXXXX、畑、530平方メートルの内109.24平方メートルを、XXXXXXXXXXから、XXXXXXXXXXに所有権移転し、専用住宅用地として、平成30年9月1日転用のため、平成30年6月19日に専決処分いたしました。 賃貸借関係はございません。 以上で報告を終わります。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長 (安齊会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長 (安齊会長)	日程第3、報告第12号、遊休農地解消対策実践活動について報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局 (名塚職員)	議長 日程第3、報告第12号、遊休農地解消対策実践活動について着席して報告させていただきます。 7月19日(木)に、遊休農地解消対策実践圃場にて、平井委員、小泉委員の2名に除草剤の散布を行っていただきました。 今後は、地中の竹の除去を行い、耕うんを行うこととなるかと思われます。 以上で報告を終わります。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長 (安齊会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長 (安齊会長)	日程第4、議案第23号、農地法第3条第2項第5号の規定に定める農地の下限面積に代わる別段の面積の設定について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長 日程第4、議案第23号、農地法第3条第2項第5号の規定に定める農地の下限面積に代わる別段の面積の設定について、ご説明します。 下限面積とは、新規就農者が新しく農地の取得又は賃借権などにより権利設定を行う場合に許可基準としている、権利取得後の最低耕作面積で、北海道を除き50アール以上となっています。 これは農業経営上、一定規模以上の経営面積を確保した耕作者を維持・確保するためのものです。 しかしながら、この面積が地域の実情に適さないと判断される場合や新規就農を促進しなければ農地の保全及び有効利用が図られないと判断される場合には、農業委員会の判断で下限面積を引き下げ、別段の面積として定めることができます。 農林水産省局長並びに神奈川県農業会議会長からの通知で毎年6月若しくは7月の農業委員会で別段の面積の修正の必要性について 議案

	審議を行うこととされています。 別段の面積の基準は、農地法施行規則で、設定区域内においてその定めようとする面積未満の農地を耕作している者の数が、当該設定区域内において農地を耕作している者の総数の概ね百分の四十を下回ってはいけなと定められています。 お手元の資料をご覧ください。 表には市内を大きく4つの地域に分け、それぞれの総耕作農地面積、所有者数を。 耕作農地面積規模別所有者数は、10アール未満から、40アール以上まで10アール刻みに分け、それぞれの所有者数を。 所有者数割合は、総所有者数における、10アール刻みの所有者数をパーセントにして記載しています。 他に現行の別段の面積、概ね4割の基準を満たす面積を記載しています。 この集計の結果、玉縄地区は20アール以上、鎌倉、深沢、大船の3地区は10アール以上が下限面積となります。 なお、昨年度同時期での審議では、別段の面積は、玉縄地区は40アール、その他の地区は20アールと修正はありませんでした。 本日は、別段の面積の修正の必要性について審議していただくものです。 面積の修正の必要がなければ、昨年度と同様に取り扱わせていただきます。 以上で説明を終わります。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長 (安齊会長)	ご意見、ご質問がないようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長 (安齊会長)	ご異議がないようですので、採決いたします。議案第23号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局 (茂木局長)	総員挙手。
議長 (安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第23号は承認されました。
議長 (安齊会長)	次に、日程第5、議案第24号、非農地証明について上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長 日程第5、議案第24号、非農地証明についてご説明します。 非農地証明は、県が作成する「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」の非農地の定義により、当該土地が、農地法上の農地に該当しないことを農業委員会が証明するものです。 お手元の資料をご覧ください。 本件にかかる、土地の所在、所有者氏名等は資料のとおりとなっております。 当該地は、市街化調整区域内の土地です。

	申請地の現況は、過去に農地転用を受けた隣地の専用住宅敷地の庭敷地として利用されていました。 最近この敷地に砂利を敷いた状況となっています。 申請地は、県の運用指針に定められる非農地証明の交付要件① 農用地区域に設定されていないこと。② 当該土地の立地等の条件が審査基準に規定する農地区分甲種農地及び第１種農地に該当する場合には、その転用目的が立地基準に適合していること。③ 周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないこと。④ 当該土地が、農地等を含む筆の一部でないこと。⑤ 当該土地が、申請時から過去１０年間、違反転用として追求されておらず、かつ、今後も追及の見込みがないこと。⑥ 転用後１０年以上経過していること。のすべてを満たしています。 ご審議していただき、ご了承いただければ、申請者に非農地証明を交付し、地目変更登記が行われることとなります。 以上で、説明を終わります。
議長 (安齊会長)	次に、現況証明委員の岡崎委員さんから補足説明をお願いします。
６番 (岡崎委員)	議長 ６番 ７月２０日(金)午後２時から、安齊会長、石原委員と共に、土地所有者の立会いのもと、現地調査を行いましたので報告いたします。 土地所有者の話しによると、申請地は、少なくとも数十年に渡って庭敷地として利用しており、現在は砂利が敷かれた状態となっていました。 現地の状況から、申請地は農地とは言いがたく、「非農地」として判断することが妥当と思われます。 以上です。
議長 (安齊会長)	それでは、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長 (安齊会長)	ご意見、ご質問がないようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長 (安齊会長)	ご異議がないようですので、採決いたします。議案第２４号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局 (茂木局長)	総員挙手。
議長 (安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第２４号は承認されました。
議長 (安齊会長)	次に、日程第６、議案第２５号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長 日程第６、議案第２５号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明します。 はじめに、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画による所有権移転について、ご説明させていただきます。

	農地の所有権移転や貸し借りには、農地法による方法と、農業経営基盤強化促進法による方法があります。 農業経営基盤強化促進法を利用した所有権移転では、譲渡人の譲渡所得税が、売買価格から８００万円控除されます。 所有権移転登記は市が行うため、譲受人は、登録手数料の負担がありません。 このように農用地利用集積計画を利用した所有権移転では、譲渡人、譲受人の双方にメリットがあります。 それでは、お手元の議案及び参考資料をご覧ください。 本件の、土地の所在等、計画内容は、お手元の議案のとおりです。 参考資料の地図の黒枠で囲われている土地が所有権移転の対象地であり、斜線で表示された土地は、譲受人である■■■■が現在耕作している土地です。 所有権の移転時期は、利用集積計画の告示日から、平成３０年９月２０日の間となっており、それまでに対価の支払いをすることとなっています。 以上で説明を終わります。
議長 (安齊会長)	次に、現況証明委員の石原委員さんから補足説明をお願いします。
２番 (石原委員)	議長 ２番 本件、利用集積計画の決定に先立ち、借受人の農地の耕作状況を確認したところ、現在は、作付けはないものの、良好に管理されており、特段の問題は無いものと思われます。 以上です。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長 (安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長 (安齊会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第２５号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局 (茂木局長)	総員挙手。
議長 (安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第２５号は承認されました。
議長 (安齊会長)	次に、日程第７、議案第２６号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、並びに日程第８、議案第２７号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上２件について関連があるので一括して上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長 日程第７、議案第２６号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、並びに日程第８、議案第２７号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上２件関連案件ですので、一括してご説明します。

	お手元の議案及び参考資料をご覧ください。 土地の所在等、計画内容は、お手元の議案のとおりです。 議案第26号は、[]から農業公社に農地を貸し出すもので、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 期間は、平成30年8月1日から平成40年7月31日までの10年間です。 次に、議案第27号及び参考資料をご覧ください。 議案第27号は、ただ今、ご説明した議案第26号の土地を農業公社から[]に貸し出すにあたり、市長から意見を求められているものです。 期間は、平成30年10月1日から平成40年7月31日までの約10年間です。 賃借料は、1平方メートル当り24円、年間12,200円となっています。 この案件は、新規案件です。 以上で説明を終わります。
議長 (安齊会長)	次に、現況証明委員の石原委員さんから補足説明をお願いします。
2 番 (石原委員)	議長 2 番 本件、利用集積計画の決定並びに農用地利用配分計画に対する意見に先立ち、借受人の農地の耕作状況を確認したところ、現在は、オクラ、サトイモ、ナス等の作付けが行われおり、特段の問題は無いものと思われれます。 以上です。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長 (安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、2件を個別に採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長 (安齊会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第26号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局 (茂木局長)	総員挙手。(着席)
議長 (安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第26号は承認されました。
議長 (安齊会長)	次に、議案第27号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局 (茂木局長)	総員挙手。
議長 (安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第27号は承認されました。
議長 (安齊会長)	次に、日程第9、その他、諸般の報告について、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局	議長

(名塚職員)	日程第9、その他、諸般の報告について、3件、説明させていただきます。 諸般の報告1、湘南地区農業委員会連合会研修会について、報告いたします。 先月の総会でもご報告させていただきましたが、湘南地区農業委員会連合会研修会が8月7日(火)午後2時から、藤沢商工会館ミナパーク6階多目的ホール3で、予定されています。 急遽欠席となる方がいらっしゃいましたら、事務局までご連絡いただきますようお願い致します。 次に、諸般の報告2、農地パトロールの結果についてご報告します。お手元に配布しました諸般の報告、資料の案内図をご覧ください。 農地パトロール実施計画に基づき、農業振興地域内における農地法違反地の現在の状況を確認するため、農地パトロールを7月18日(水)に農業委員3名、農業委員会事務局2名、開発審査課2名、都市調整課1名、横須賀三浦地域県政総合センター職員2名の合計10名で実施しました。 違反地については、資料の案内図のとおりです。 それぞれの違反地の現状については、①の違反地は農地への復元がされていました。②③④の違反地については、大きな変化はなく、⑤の違反地では、前回のパトロール時に発見した新たな業者について、頻繁に利用しているような形跡が見受けられました。 次回の農地パトロールは、10月頃を予定しており、3番 安齊会長、4番 郷原委員、5番 平井委員のご出席をお願いいたします。 日程につきましては、後日調整させていただきますので、よろしくお願い致します。 最後に、8月総会の日程について、報告させていただきます。 次回は8月28日(火)15時30分から、運営委員会は、15時10分から、402会議室で開催します。 諸般の報告は、以上です。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長 (安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして平成30年度第4回総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
会 長	安 齊 清 一
議事録署名委員 5番	平 井 保 男
議事録署名委員 6番	岡 崎 和 希